

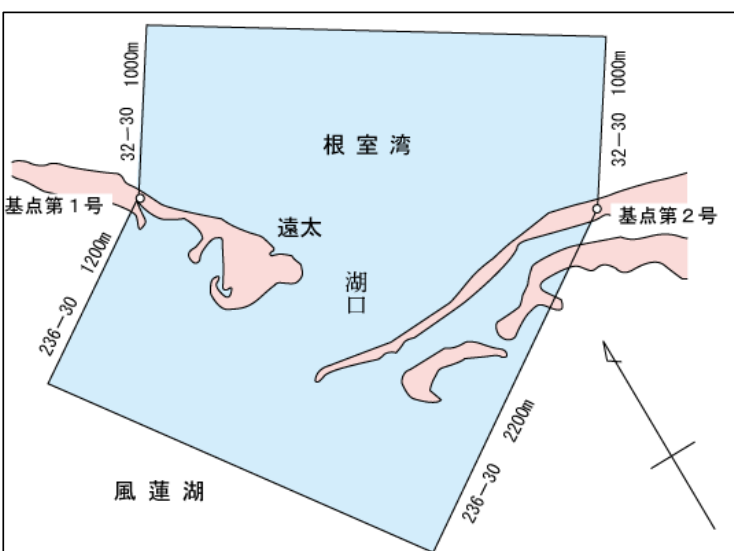
9月1日から10月31日までは 「秋サケ密漁防止月間」です。

- 北海道漁業調整規則第42条で規制された河口付近等の海面や内水面において、サケ・マスを採捕することは禁止されております。
- また、これに違反して採捕した水産動物またはその製品を所持、販売してはなりません。
- 違反した場合はその内容に応じ、最高で懲役3年以下・罰金300万円以下の罰則が適用されます。

根室振興局管内河口付近のさけ・マス採捕禁止河川等
(北海道漁業調整規則・根室海区漁業調整委員会指示)

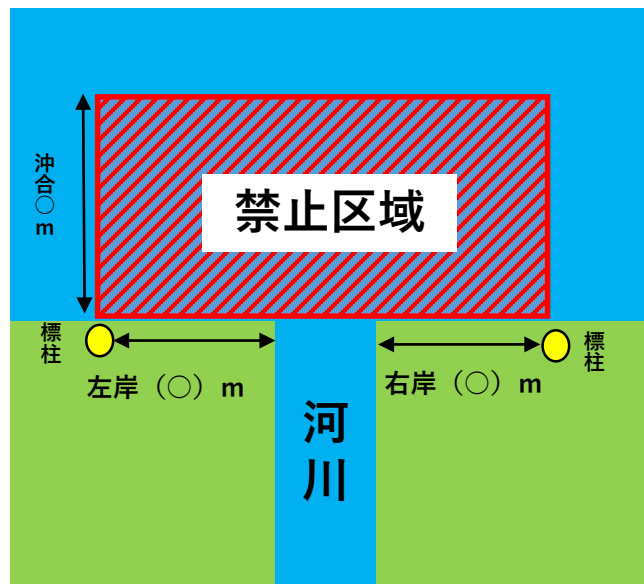
河川・湖沼名	禁 止 区 域			漁業調整規則による禁止期間	海区漁業調整委員会指示による禁止期間
	左海岸 (m)	右海岸 (m)	沖合 (m)		
サシルイ川	(300)	(300)	300	5/1~9/30	—
羅臼川	(700)	(700)	700	6/1~11/30	—
春茹古丹川	(500)	(500)	500	5/1~11/30	—
植別川	(500)	(500)	500	6/1~9/30	10/1~11/30
元崎無異川	(150)	(150)	150	6/1~11/30	—
薫別川	(1000)	(1000)	1000	6/1~11/30	—
古多糠川	(150)	(150)	150	6/1~9/30	—
忠類川	500	500	500	—	8/3~11/4
伊茶仁川	(500)	(500)	500	5/1~11/30	—
標津川	(1000)	(1000)	1500	5/1~11/30	—
当幌川	700	(700)	700	5/1~11/30	—
床丹川	(300)	(300)	600	5/1~9/30	—
西別川	(1000)	(1000)	1500	6/1~11/30	—
風蓮川	300	300	300	5/1~9/30	—
別当賀川	300	300	300	5/1~11/30	—
風蓮湖	下図のとおり			5/1~11/30	

※河口兩岸の()の距離はおおよその目安です。この付近に規制区域を示す標柱が設置されています。



基点第1号 国土地理院三角点遠太から327度800メートルの点
基点第2号 風蓮湖口右岸国土地理院水準点

【禁止区域イメージ】



【こちらも参考にしてください】

フィッシングのルールとマナー (水産林務部水産局漁業管理課)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.html>